

「指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書」
の変更について

2026年6月1日より、2026年度介護報酬臨時改定等に伴う「指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書」の記載内容の一部を変更いたします。

変更内容は、以下の通りです。

変更内容(重要事項説明書)

5 介護予防支援等の内容、利用料について(追加)

※ 高齢者虐待防止措置の実施、業務継続計画の策定がなされていない場合は、上記金額の1～2%を減額し、請求します。

※ 上記金額の2.1%を、「処遇改善加算」として請求します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について(太字下線部追加)

②個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議**等業務**において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議**等業務**で利用者の家族の個人情報を用いません。

上記内容について、本書面に基づき利用者に説明を行いました。これを証するために本書を2通作成し、記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

説明年月日	令和8年 6月 1日	
説明者	法人住所	
	法人名称	
	法人代表者	
	事業所名	
	説明者氏名	印

上記内容の説明を確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印
	代筆者	(続柄) 印
代理人	住 所	
	氏 名	印